

健康保険任意継続被保険者について

【保険料の納付】

任意継続被保険者の健康保険料の納付方法は、「1. 毎月納付」と、一定期間分をまとめて先払いする「2. 前納制度」があります。

1. 毎月納付

納付書にて、毎月1日から10日までに納付していただきます。

納付期限までに納付されなかった場合には、健康保険法第38条第3号の規定により資格を喪失しますので納め忘れにご注意ください。

2. 前納制度

前納の申し出により、一定期間分まとめて先払いすることができ、毎月納付の手間が省けるほか、納め忘れの防止になります。また、保険料が割引になります。

納付期限は前納開始月の前月末日(末日が土日祝日の場合は翌営業日)です。

年度途中で加入の場合は、資格取得した月の翌月分から9月分まで、あるいは3月分までを前納することができます。ただし、納付期限が資格取得月の月末になりますので、手続きの時期によってはご希望に添えない場合があります。

	保険料月分	納付期限
6カ月前納	4月分～9月分	3月末日
	10月分～翌年3月分	9月末日
12カ月前納	4月分～翌年3月分	3月末日

—注意点—

前納分の納付書は、納付期限を過ぎると納付はできません。

納付期限までに納付できなかったときは、1カ月分ずつの納付となります。

前納した期間の途中で資格喪失した場合は、未経過分の保険料は還付します。

【加入期間・資格喪失】

任意継続被保険者となってから2年間です。

ただし、次のいずれかに該当したときは、被保険者の資格を喪失します。

資格喪失後は、必ず保険証等を返却してください。

資格喪失事由	資格喪失日
1. 保険料を指定された納付期限までに納付しなかったとき	納付期限の翌日
2. 就職して、他の健康保険などの被保険者となったとき	被保険者資格を取得した日
3. 後期高齢者医療の被保険者となったとき	被保険者資格を取得した日
4. 被保険者が死亡したとき	死亡した日の翌日
5. 任意脱退の申し出をしたとき	申出が受理された月の翌月1日

※喪失事由の2～4は「資格喪失申出書」、5は「任意脱退申出書」の提出が必要です。